

○木更津市発注工事における近接工事の取り扱いについて

(平成27年2月27日決定)

改正 平成31年 3月18日

本市では、近接となる要件の工事（以降「近接工事」という。）を同一業者が施工することにより、経費節減が図れることから、施工中の業者の入札参加を認める近接工事の取り扱いを定める。

記

1 近接工事となる要件（以下の全てに合致するもの）

(1) 工事場所が同一敷地内又は工事区域が隣接する工事

隣接＝直線距離で概ね100m以内かつ地形等により分断されない。

(2) 工期が重複する

入札時期が先行発注した工事（以降「現工事」という。）の工期内

ただし、近接工事の契約日において、現工事の工事完成通知書が提出されているときはこの限りではない。

(3) 同一工種であり、木更津市が発注するもの

(4) J VとJ Vの1構成員とは対象外とする

2 近接工事の取り扱い

(1) 1の要件を満たし、設計金額がともに1,000万円以上である現工事と近接工事を同一業者が受注した場合、近接工事の諸経費を合算計算にて調整し契約（減額）変更を行う。

(2) 1の要件を満たし、設計金額がともに1,000万円以上に該当しない場合は、入札の公平性の観点から現工事の受注者は、入札参加資格を有しないものとする。

(3) 現場代理人並びに主任技術者は兼任を認める。

(4) 公告及び特記仕様書に以下の事項を記載する。

第△△条 近接工事となる場合の取扱い

●●●●工事の受注者が、本工事についても請負った場合には当該2工事の設計金額

の合計額より定まる率によって算定した諸経費から、現工事にかかる諸経費等を控除した額をもって速やかに再計算し、変更するものとする。

ただし、本工事の契約日において、●●●●工事の工事完成通知書が提出されているときはこの限りではない。

3 施行日

平成27年4月1日

附 則（平成31年3月18日）

この取り扱いは、平成31年4月1日から施行する。